●豊頃町国民保護計画に係る変更内容新旧対照表

整理番号	編	章	大項	項	該当 箇所	変 更	内 容		現行計画		変更理由等
1	1	3			P. 6	【指定地方行政機関等】			【指定地方行政機関等】		【関係機関の機構改革等
						名 称 担当部署	所 在 地	電話	名 称 担当部署 所 在	地 電話	による変更】
						帯広開発建設部 防災対策官	帯広市西5条南8丁目	0155-24-4121	带広開発建設部 防災対策官	3 丁目 0155-24-4121	・事務所移転による変更
						(以下省略)			(以下省略)		
						【道機関】			【道機関】		
						名 称 担当部署	所 在 地	電話	名 称 担当部署 所 在	地電話	2000年111日本
							帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023	十勝総合振興局 地域政策部地域政策課 帯広市東3条南	3 丁目 0155-26-9023	・組織見直しによる変更
						(以下省略)			(以下省略)		
					P. 7	【町 <u>及び消防</u> 機関】			【町機関】		
						名 称 担当部署	所 在 地	電話	名 称 担当部署 所 在	地 電話	
						(中略)			(中 略)	<u>, </u>	
						とかち広域消防事 務組合豊頃消防署	豊頃町茂岩本町116番地	0155-74-2310	東十勝消防事務組 合 豊 頃 消 防 署 豊頃町茂岩本町	16番地 015-574-2310	・消防事務組合の広域化による組織の統合
						(以下省略)			(以下省略)		よる性域のが日
						【その他の機関】			【その他の機関】		
						名 称 担当部署	所 在 地	電話	名 称 担当部署 所 在	地電話	
						<u>㈱</u> NTT東日本 <u>- 北</u> <u>海道東支店</u>	帯広市東3条南12丁目2番地	0155-23- <u>8920</u>	N T T 東 日 本 北 海 道 支 店	<u>「5丁目1)</u> 0155-23- <u>7989</u>	・組織見直しによる変更
						北海道電力 <u>ネット</u> <u>ワーク㈱池田ネッ</u> トワークセンター	池田町字西1条10丁目2-50	015-572-2667	北海道電力機 池田営業 <u>所</u> 池田町字西1条10	0丁目2-50 015-572-2667	・分社化による名称変更 【軽微な変更】
						(以下省略)			(以下省略)		(道計画変更 —)
2	1	4			P. 8	(1) 地形 本町は、十勝の東南北緯42°4 幌町に、西は幕別町、北は池田町、 5キロメートル、東西約34キロメ ルで、町の北側から東南に十勝川が 十勝川の東側は平坦であるが、西側	南は大樹町にそれぞれ接して ートル、面積は <u>536.71</u> 流れ、平野部を縦貫し、太平	〔おり、南北約3 平方キロメート	(1) 地形 本町は、十勝の東南北緯42°45′、東経14年	ルぞれ接しており、南北約3 536.52平方キロメート 貫し、太平洋に注いでいる。	【基本データの更新による変更】 ・国土地理院公表による町面積の変更
						(2) 気候 気候は、昼夜における寒暖の差が 低温・乾燥の日が続く。太平洋沿岸 が発生し、気温は十勝内陸部に比べ 面、凍結深度は <u>90</u> cmにも達する	の南部から十勝川流域地帯で 夏が低く、冬は高くなり、降	がは、夏季に濃霧	(2) 気候 気候は、昼夜における寒暖の差が大きく、季節的に低温・乾燥の日が続く。太平洋沿岸の南部から十勝りが発生し、気温は十勝内陸部に比べ夏が低く、冬は 面、凍結深度は <u>60</u> cmにも達する。	流域地帯では、夏季に濃霧	・北海道庁建設部ホームページ
						20 15 8.5	リ平均気温 16.1 18.1 15.9 12.1 9.9		月別平均気温	17.6 15.2	【統計値の改定による変 更】
						気 5 温 0 -5 -10 1月 2月 3月 4月 5月	6月 7月 8月 9月 10月	11月 12月	5 5 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7 3.7	9.4 2,7 3.9 9月 10月 11月 12月	・気象庁ホームページ (統計期間:1991~2020)
							□降水量mm		■降水量mm		 ・気象庁ホームページ
						200.0 150.0 100.0 50.0 0.0 1月 2月 3月 4月 5月		61.3 53.7	200.0 150.0 100.0 50.0 0.0 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月	06.5 65.3 40.4 0月 11月 12月	(統計期間:1991~2020) 【軽微な変更】 (道計画変更 —)

整理番号	編	章	大項	項	該当 箇所			変	更	内	容								現	. 行	計	画					変更理由等
3	1	4			P. 9	住んでおり	<u>令和4</u> 年)、 <u>38.</u>	<u>4</u> パーセン	トが農	村部と	なっている		セント	トが市街地に	住,	んでお	t、 <u>平成</u> 3り、 <u>彩</u>	<u> </u>	パーセン	ントが農	碁村部と に	なってい	いる。	<u>゚゚</u> パーセン	ントが市	万街地に	・平成24年3月末現在の人
								(住民基本台				7			地址			世帯数(住民基		平成24	_		\neg			口を令和4年3月末現在
						地域			(人)	世帝多	数(世帯)					地址	域名		人	口(人) <u>t</u>	世帯数(†	世帯)	_			の人口に変更
						茂岩			7 3		475				茂	岩	市	街		959		<u>4</u>	6 6	_			
						中央市			4 9		229				中	央	市	街		<u>5 1 1</u>		2	19	_			
						豊頃市			0 6		182				豊		市	街		290		<u>1</u>	53				
						大津市			3 5		122				大	津	市	街		320		<u>1</u>	4 5				
						農村		1, 1			468				農	†	村	部		1, 43	1	4	88	_			
						合	計	3, 0			<u>, 476</u>		è 0	4 45 28 5 0		合	<u>計</u>	7] 1		3, 51			471		0 4 45	.28 = =	
														4歳が <u>50.</u> おり、人口は										5歳から 、となっ`			
						漸減し高齢			-	101				,- , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						こある。	<u>s 11</u>	<u> </u>		2 0	(,,-) (<i>y</i> • 11 • 13 • 1	
						左松则【口	(片足甘士	ᅩᄼᄩᆞᄼᆩ	4 年2日	士田た					左松即上	□ (A	+ P # +	⊢∠ShE -	v ct o	1 左 2 F	士珥 た\						
								〜19 20〜29				~69 70~	79 8	30以上 合計	年齢別人							50~59	60~69	70~79	80 N F	合計	
						実数(人)		212 <u>243</u>	268	331			83	<u>493</u> <u>3, 023</u>	実数(人)			296	<u>261</u>	334	366	<u>524</u>	<u>565</u>		410	3, 511	
						構成(%)		7.0 8.0	8. 9	11.0				<u>16.3</u> 100.0	構成(%)			8.4	7.4	9. 5	10.4	<u>15. 0</u>	16. 1			100. 0	
								<u> </u>					_			_							· · ·				
						幼年者・高	齢者人口(,	人)(住民基	本台帳・	令和4年	₹3月末現	<u> </u>					<u>幼年者</u>	・ 高齢	者人口	(人)	_						
						年齢	男	女		合計	構成比(%)			年齢		男	女		合計	構成比	: (%)					
						0~14	<u>129</u>	146	<u>i</u>	<u>275</u>	9. 1				0~14		<u>172</u>		<u>187</u>	<u>359</u>		10. 2					
						15~64	<u>809</u>	721	<u>.</u>	<u>1,530</u>	50.6				15~64		<u>999</u>		<u>958</u>	<u>1, 957</u>	<u>!</u>	<u>55. 8</u>					
						65 歳以上	<u>530</u>	688	<u>3</u> .	<u>1, 218</u>	40.3				65 歳以上		<u>520</u>		<u>675</u>	<u>1, 195</u>		<u>34. 0</u>					
						合計	<u>1, 468</u>	<u>1, 555</u>	<u>i</u>	3,023	100.0				合計		1, 691	<u>1,</u>	820	3, 511	10	00.0					
						のほか国道 要道道2路 形成してい (5) 鉄道、漁	滝川市か 1336号 路線と一般 いる。	-の2路線か は道道8路線 - 等	あり、 泉のほか	道道は、 ᠈町道 <u>2</u>	帯広豊頃 80 路線	線、豊切によって	頁糠卢	受国道38号 内芽室線の主 可の道路網を 「たと本町東	が の 要 形 (5) (道ま道成 鉄路か道し 道 となっ 送し 道、	道33 路線 いる。 漁港	市から 3 6 号の と一般i	D 2 路線 道道 8 l 章	泉があり 路線のり	、道道 <i>l</i> まか町道	ま、帯広 <u>278</u>	こ豊頃網路線に	泉、豊頃粉 よって町	康内芽室 丁内の道	≦38号 ≦線の主 査路網を ☆本町東	
						側を縦断す 漁港は、 mで延長 <mark>8</mark> 郭施設が糸	一る形で続 十勝川河 3 <u>07</u> mの 5 <u>2,77</u>	いている。 「口南西部に)ほか、- 4 <mark>3</mark> m整備さ	大津漁 . 5 m G :れてい	港(第 4 の取締 る。	4種) があ	り、岸昼	達は暃	最大一3.5 方波堤など外	m` 外!	魚港は で延長 郭施設	t、十勝 - <mark>740</mark> せが約 <u>-</u> 3	<mark>)</mark> mのほ 3,3(コ南西部 まか、- <mark>) ()</mark> m ^動	部に大津 - 4.5	mの取約 にいる。	帝船専用)、岸壁/ ゞ <u>100</u> :			・令和4年3月末の実績値 に変更
					P. 10	って繋がれ <u>3</u> パーセン 救援等の際	広大な面 れている。 ハトとなっ そに支障を ま岸線は、	積を有し、 人口分布に ているが、 きたすこと	十勝川 <i>の</i> 東側の 鉄道は、 が考え	の縦断に <mark>39.</mark> 、東側の られる。	<u>7</u> パーセン Dみを縦断 ,	トに対している	し、	3本の橋によ 西側が <u>6 0.</u> め、避難及び こ対する対策	カン カン 大	本でパ爱まで繋がせの、	は、広大 いれてい いかトと い際に支	な面積 いる。 かなって を障をき なは、西	責を有し 人口分れ ているれ きたする	ン、十勝 布は東側 が、鉄道 ことが ^ま	川の縦圏 Jの <u>39</u> iは、東側 fえられ・	パ- 則のみを る。	ーセン	トに対し している)	、西側にため、過	の橋によが <u>61.</u> 辞難及び 一る対策	

整理番号	編	章	大項	項 該当 箇所		変 更 内 容		現 行 計 画	変更理由等
4	2	1	1	1 P. 12	【町の各課等におり	ける平素の業務】	【町の各課等におり		【町の機構改革等に伴う
					各課等の名称	平素の業務	各課等の名称	平素の業務	変更】
					総務課	(省 略)	総務課	(省 略)	
					企画課	・報道機関への対応に関すること。	企画課	・報道機関への対応に関すること。	
						・国民保護措置に関する広報に関すること。		・国民保護措置に関する広報に関すること。	
						・各行政区との連絡調整に関すること。		・各行政区との連絡調整に関すること。	
						・商工業関係団体との連絡調整に関すること。		(産業課から移行)	・企画課と商工観光課の課
					福祉課	(省 略)	福祉課	(省 略)	の統合による変更
					住民課	・廃棄物処理に関すること。	住民課	・廃棄物処理に関すること。	
						・ <u>遺体</u> の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。		・ <u>死体</u> の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること。	·北海道国民保護計画改定
						・危険動物及びペット動物の対策に関すること。		・危険動物及びペット動物の対策に関すること。	による文言の変更
						・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。		(出納室から移行)	・住民課と出納室の課の統
					産業課、	・農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。	産業課、	・農業、林業及び漁業関係団体との連絡調整に関すること。	合による変更
					農業委員会事務局	・家畜の対策に関すること。	農業委員会事務局	・家畜の対策に関すること。	
						(企画課へ移行)		・商工業関係団体との連絡調整に関すること。_	・企画課と商工観光課の課
					施設課	(省 略)	施設課	(省 略)	の統合による変更
					(削 除)	(住民課へ移行)	<u>出納室</u>	・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。	・住民課と出納室の課の統
					議会事務局	(省 略)	議会事務局	(省 略)	合による変更
					教育委員会	(省 略)	教育委員会	(省 略)	
					【消防本部及び消	坊署における平素の業務】	【消防本部及び消除	坊署における平素の業務】	
					<u>名 称</u>	平素の業務	(追 加)	<u>(追 加)</u>	・消防事務組合の広域化に
					とかち広域消防局	・職団員の特殊標章の交付に関すること。	東十勝消防本部	・職団員の特殊標章の交付に関すること。	よる組織の統合等
						・消防相互応援協定等に関すること。		・消防相互応援協定等に関すること。	
						・情報収集に関すること。		・情報収集に関すること。	
						・初動体制に関すること(参集基準を含む。)。		・初動体制に関すること(参集基準を含む。)。	
					豊頃消防署	・武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。)。	豊頃消防署	・武力攻撃災害への対処に関する こと (救急・救助を含む。)。	
					(削 除)	・住民の避難誘導に関すること。	(幕別・池田・浦幌)	・住民の避難誘導に関すること。	【軽微な変更】
						・消防団との連携に関すること。		・消防団との連携に関すること。	(道計画変更 —)
5	2	1	3	P. 19) 較 / 供	 (1) 非常通信体制の	敢借	【北海道国民保護計画改
5	۷	1	J	1.19		・ 語 語 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記		生間 措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関	定による変更】
						·図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な	する対策の推進を	図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な	・組織名の訂正
						を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業		を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業	【軽微な変更】
					者等で構成された	z <u>北海道地方非常通信協議会</u> との連携に十分配慮する。		: <mark>非常通信協議会</mark> との連携に十分配慮する。	(道計画 H21. 3 変更)
6	2	1	4	1 P. 20	(2) 体制の整備にあ	ったっての留意事項	(2) 体制の整備にあ	たっての留意事項	【北海道国民保護計画改
					(省 略)		(省 略)		定による変更】
					(設備・運営面	i 省略)	(設備・運営面	j 省略)	
					(中 略		(中略		・文言の訂正
					運 担业聯号の犯律	111	海	11	・スロの訂正
					州 田海に伽の酔	∮・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、 員が代行できるような体制の構築を図る。	一	割・責任の明確化等を図るとともに、 <mark>職員担当者</mark> が被害を受けた場合に備 の職員が代行できるような体制の構築を図る。	【軽微な変更】
					面 (以下省略		面 (以下省略		【軽微な変更】 (道計画 H28.12 変更)
					(2)1 60			···	

整理番号	編	章	大項	項 該当 箇所		現 行 計 画	変更理由等
7	2	1	4	2 P. 21	(2) 情報伝達体制の整備 町は、防災行政無線、情報発信システム、広報車、消防団及び自主防災組織や 行政区等の地域コミュニティーを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定 地方公共機関である放送事業者との協力、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築・充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備・充実を図る。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。	(2) <u>防災行政無線</u> の整備 町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系 その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るな ど通信体制の充実に努める。	【国の基本指針の変更】 ・新たな情報通信、伝達手段の運用・管理等を追加 【知事協議】 (道計画 H26.11 変更)
8	2	1	4	3 P. 22	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報 (以下参照)に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及 び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定め る省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条 に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて 道に報告する。 【収集・報告すべき情報】 1 避難住民・負傷住民 ① 氏名 (中 略) ⑤ 住所(郵便番号を含む) (以下省略)	(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。 【収集・報告すべき情報】 1 避難住民・負傷住民 ① 氏名 (中 略) ⑤ 住所 (以下省略)	【国の基本指針の変更】 ・安否情報の収集、報告方法の改定 【軽微な変更】 (道計画変更 一) 【安否情報省令の一部改正に伴う変更】 ・文言の追加 【軽微な変更】 (道計画 H20. 1 変更)
9	2	1	5	1 P. 24	1 研修 (2) 職員等の研修機会の確保 町は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e ーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。 ※【国民保護ポータルサイト】 (参考情報) http://www.kokuminhogo.go.jp/ ※【総務省消防庁ホームページ】 (参考情報) http://www.fdma.go.jp/	1 研修 (2) 職員等の研修機会の確保 町は、道と連携し、職員、消防団員及び行政区長等のリーダーに対して、国、 道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修 を行う。	【研修方法の例示追加に よる変更】 ・研修方法や教材、参考情 報等を具体的に追加 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
10	2	1	5	2 P. 24	(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	2 訓練 (1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。	【国の基本指針の変更】 ・訓練等の例示の追加 【軽微な変更】 (道計画 H30. 6 変更)

整理番号	編	章	大項 項	該当箇所	変 更 内 容	現 行 計 画	変 更 理 由 等[佐藤1]
11	2	2	1	P. 20	(省 略) ※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト) ○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)	(1) 基礎的資料の収集(省 略)(追 加)	【基礎的資料の例示追加 による変更】 ・町対策本部において集約 整理すべき基礎的資料 の具体的な追加
					 (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース) (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの) ○ 関係機関(国、道、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。) ○ 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) ○ 避難行動要支援者名簿 		【軽微な変更】 (道計画変更 —)
12	2	2	1	P. 2'	(3) 高齢者、障害者等 <u>避難行動要支援者</u> への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつの、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【避難行動要支援者名簿について】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)。 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。	(3) 高齢者、障害者等 <u>災害時要援護者</u> への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、 <u>災害時要援護者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「 <u>災</u> 害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 (追 加)	【国の基本指針の変更】 ・文言の改定 ・避難行動要支援者名簿について追加 【軽微な変更】 (道計画変更 一)
13	2	2	5	P. 29	5 避難施設の指定への協力 町は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等 の必要な情報を提供するなど道に協力する。 町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。	5 避難施設の指定への協力 町は、道が行う避難施設の指定に際しては、 必要な情報を提供するなど道に協力する。 町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。	【国の基本指針の変更】 ・必要な情報の追加 【軽微な変更】 (道計画 H30. 6 変更)

整理 番号	編	章	大項	項	該当 箇所		変 更 内 容				現 行 計 画	į		変更理由等
14	2	2		6	P. 30	【生活関連等施設の種類 国民保護法 施 行 令 各 号	及び所管省庁、所管道担当部局】 施 設 の 種 類 所管省庁名	所管道担当部局	国具担禁 法	等施設の種類 各 号	i及び所管省庁、所管道担施 設 の 種 類	当部局】	所管道担当部局	【組織機構の変更等】
						(中 略) 第28条 5号 核燃 6号 核原 7号 放射 8号 毒源 質、 関す	料物質 (汚染物質を含む。) 原子力規制委員会 原子力規制委員会 原子力規制委員会 性同位元素 (汚染物質を含) 原子力規制委員会 原子力規制委員会 (医薬品、医療機器等の品有効性及び安全性の確保等に る法律) 標本水産省	- 総務部 危機対策局		6号 核原 7号 放射 む。 8号 毒劇	禁料物質(汚染物質を含む。) 再料物質 対性同位元素(汚染物質を含) 対薬 (薬事法)	文部科学省 経済産業省 文部科学省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省	一 総務部 危機対策局	 ・所管省庁の改定 【軽微な変更】 (道計画 H26.11 変更) ・法律名の変更 【軽微な変更】 (道計画 H28.12 変更)
15	2	2		6	P. 30	ている場合等において、	る公共施設、公共交通機関等について、特に 、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考 措置を実施する。この場合において、道警察	きにして、道の	町は、そのている場合	の管理に係る 等において、 て警戒等の打	投等における警戒 る公共施設、公共交通機関 必要に応じ、生活関連等 措置を実施する。この場合	萨施設の対応も参	考にして、道の	【組織名称の変更等】 ・組織名称を具体的に記載 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
16	3	1		1	P. 35	対策本部を設置すべき	要する調整 置した後に政府において事態認定が行われ、 町の指定の通知があった場合については、直 制に移行するとともに、緊急事態連絡室は	直ちに町対策本	<u>町村</u> 対策本	連絡室を設置 部を設置すべ	要する調整 置した後に政府において でき <mark>市町村</mark> の指定の通知 新たな体制に移行すると	があった場合につ	いては、直ちに	【文言の訂正】 ・町に特定 【軽微な変更】 (道計画変更 —)
17	3	2	1		P. 38		等における武力攻撃事態における主な業務】				等における武力攻撃事態に ************************************			【町の機構改革等に伴う 変更】
						部 名 班 名 (中 略	武力攻撃事態等における業務		部名	班 名 (中 略)		事態等における業務	S	ZXI
						産業部 (産業課) 農業班 林業班 水産班 (企画課) 商工班	(省 略)(省 略)(省 略)・被災商工業者に対する援護対策に関するこ	と。	産業部(産業課)	農業班 林業班 水産班 商工班	(省 略)(省 略)(省 略)・被災商工業者に対する		<u>-</u> と。	・企画課と商工観光課の統
						(中 略) 支援部 避難対策班			支援部	(中 略) 避難対策班		整備に関すること。		合による変更
						(養会事務局)	・避難住民の誘導及び収容に関すること。		(出納室) (議会事務局)	(11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	・避難住民の誘導及び収象	谷に関すること。		よる変更
						(以下省略)				(以下省略)				
						【消防本部及び消防署に	おける武力攻撃事態における主な業務】		【消防本部及	び消防署には	おける武力攻撃事態におり	ける主な業務】		
						<u>名 称</u>	武力攻撃事態における主な業務	<u>务</u>	<u>(追</u>	<u> </u>		追 加)		沙叶古花加入 4 14 11)
						とかち広域消防局	・職団員の特殊標章の交付等に関すること。 ・消防相互応援協定等に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。		東十勝消	<u>的本部</u>	・職団員の特殊標章の交付 ・消防相互応援協定等に ・情報収集に関すること。 ・初動体制に関すること。	関すること。		・消防事務組合の広域化に よる組織の統合等
						(以下省略)				(以下省略)				(道計画変更 —)

整理 番号	編	章	大項	項	該当 箇所	変 更 内 容	現 行 計 画	変更理由等
18	3	2	1		P. 40	③ 留意事項ア (省 略)	③ 留意事項 ⁷) (省 略)	【見出し記号の整理】
						<u>イ</u> (省 略) <u>ウ</u> (省 略)	<u>分</u> (省 略) <u>ウ)</u> (省 略)	【軽微な変更】 (道計画変更 —)
19	3	4	1	2	P. 48	2 警報の内容の伝達方法	2 警報の内容の伝達方法	【国の基本指針の変更】
						(1) 警報の内容 <u>は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。 ① (省 略) ② (省 略) また、広報車の使用、消防団や行政区長等による伝達の協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u>	(1) 警報の内容 <u>の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき</u> 、原則として以下の要領により <u>行う</u> 。 ① (省 略) ② (省 略) また、広報車の使用、消防団や行政区長等による伝達の協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。	 情報伝達方法に、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用を追加
						 ※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった 場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。 	(追 加)	【軽微な変更】 (道計画変更 —)
						(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは行政区等の自発的な協力を得ることなど により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努め る。	(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは行政区等の自発的な協力を得ることなど により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努め る。	【災害対策基本法改定に 伴う変更】
						この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。	この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、、行政区や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。	・文言の改定等
						また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示 を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連 携を図る。	また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示 を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連 携を図る。	【軽微な変更】 (道計画変更 —)
						(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達 に配慮するものとし、具体的には、 <mark>避難行動要支援者</mark> について、防災・福祉部局	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達 に配慮するものとし、具体的には、 <mark>災害時要援護者</mark> について、防災・福祉部局と	・文言の改定等
						との連携の下 <u>で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者</u> に迅速 に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	の連携の下 <u>、災害時要援護者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	【軽微な変更】 (道計画変更 —)
20	3	4	2	2	P. 51	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①~⑤ (省 略)	(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①~⑤ (省 略)	【災害対策基本法改定に 伴う変更】
						⑥ <u>要支援者</u> の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者</u> 支援班の設置) ⑦~⑩ (省 略)	 ⑥ <u>要援護者</u>の避難方法の決定(<u>災害時要援護者</u>支援班の設置) ⑦~⑩ (省 略) 	・文言の改定等【軽微な変更】(道計画変更 —)
21	3	4	2	3	P. 52	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町 長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を 活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>避難行動要支援者</u> の人員輸送車両 等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携 しつつ、行政区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>避難行動要支援者</u> に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつな	(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町 長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を 活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の 人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘 導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携 しつつ、行政区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>災害時要援護者</u> に	【災害対策基本法改定に伴う変更】・文言の改定等
						がりを活かした活動を行う。 (以下省略)	関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (以下省略)	【軽微な変更】 (道計画変更 —)

整理 番号	編	章	大項	項	該当 箇所	変 更 内 容	現行計画	変更理由等
22	3	4	2	3 I	P. 53	(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、 <u>避難行動要支援者</u> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員 <u>、福祉事業者</u> 、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 <u>避難行動要支援者</u> への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする <u>(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)。(以下省略)</u>	(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、 <mark>災害時要援護者</mark> 支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、 、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 <u>災害時要援護者</u> への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする、 (以下省略)	【災害対策基本法改定に 伴う変更】 ・文言の改定等 【軽微な変更】 (道計画 H26.11 変更) (道計画変更 —)
						(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施 設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置 が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。 (8) (省 略) (9) (省 略) (10) (省 略) (11) (省 略) (12) (省 略) (13) (省 略) (14) (省 略)	(新規追加) (7) (省 略) (8) (省 略) (9) (省 略) (10) (省 略) (11) (省 略) (12) (省 略) (13) (省 略)	【国の基本指針の変更】 ・大規模集客施設等における施設滞在者等の避難に関する規定の追加 【知事協議】 (道計画 H26.11 変更) ・項番号の繰り下げ 【軽微な変更】 (道計画 H26.11 変更)
23	3	4	2	3 I	P. 55	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 (以下省略)	※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。	【国の基本指針の変更】 ・情報伝達体制に、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)を追加 【軽微な変更】 (道計画 H30.6変更)
24	3	5		1 I	P. 57	 (1) 救援の実施 (中 略) ①~⑧ (省 略) ⑨ <u>遺体</u>の捜索及び処理 ⑩ (省 略) 	(1) 救援の実施 (中 略) ①~⑧ (省 略) ⑨ <u>死体</u> の捜索及び処理 ⑩ (省 略)	【北海道国民保護計画改定による変更】 ・文言の訂正 【軽微な変更】 (道計画 H28.12 変更)
25	3	5		3 I	P. 58	(1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	(1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	【組織機構の変更等】 ・救援事務移管に伴う変更 【軽微な変更】 (道計画 H26.11 変更)

整理番号	編	章	大項	項	該当 箇所	変 更 内 容	現行計画	変更理由等
26	3	5		3	P. 61	8 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、 中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。) 及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及 び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房 具及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害 の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。	⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童(<mark>盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特</mark> 殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学 校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒 (高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期 課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒 をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品(教科書、文房具及び通学用品を いう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学	【国民保護法の改定に伴う変更】 ・学校教育法の一部改正に伴う変更 【軽微な変更】 (道計画 H20. 1変更)
						⑨ <u>遺体</u>の捜索及び処理ア <u>遺体</u>の捜索	用品を給与する措置を講ずる。 	【北海道国民保護計画改 定による変更】
						遺体の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び第一管区海上保安本 部等と連携して実施する。 イ 遺体の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺 族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の	死体の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び海上保安署等と連携して実施する。 イ 死体の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、死体の	・文言の訂正、組織名称の 具体的記載
						洗浄、縫合、消毒等の処理、 <mark>遺体</mark> の一次保存(原則既存の建物)、検案等の 措置を行う。	洗浄、縫合、消毒等の処理、 <mark>死体</mark> の一次保存(原則既存の建物)、検案等の 措置を行う。	【軽微な変更】 (道計画 H26.11 変更)
27	3	6			P. 63	安否情報収集・整理・提供の流れ 収集項目 国 民	安否情報収集・整理・提供の流れ 収集項目 国民	【安否情報省令の一部改 正に伴う変更】
						1 避難住民・負傷住民 ①~④ (省 略) ⑤ 住所 <u>(郵便番号を含む)</u> (以下省略)	1 避難住民・負傷住民 ①~④ (省 略) ⑤ 住所 (以下省略)	・文言の追加 【知事協議】 (道計画 H21.3変更)
28	3	6		2	P. 63	(1) 安否情報の収集 (中 略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報 のほか、住民基本台帳、 等町が平素から行政事務の円滑な遂行の ために保有する情報等を活用して行う。	(1) 安否情報の収集 (中 略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報 のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行の ために保有する情報等を活用して行う。	【外国人登録制度廃止に 伴う変更】 ・文言の削除 【軽微な変更】 (道計画 H28.12 変更)
29	3	7	4		P. 73	① 核攻撃等の場合 ・町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 ・町は、避難住民等(輸送に使用する車両及びその常務人を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止すため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。 ・町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)に準じて行うものとする。	① 核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 (新 設)	 【国の基本指針の変更】 ・スクリーニング、除染等の必要な措置を追加 【知事協議】 (道計画 H26.11 変更) (道計画 H28.12 変更) 【知事協議】 (道計画 H26.11 変更)

整理番号	編	章	大項	項	該当 箇所	変 更 内 容	現行計画	変更理由等
30	3	7	4		P. 74	(5) 町長及び消防事務組合長の権限 (中 略) 法第108条 第1項 対象物件等 措置 1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件 (省 略) 2号 生活の用に供する水 (省 略) 3号 遺体 ・移動の制限	(5) 町長及び消防事務組合長の権限 (中 略) 法第108条 第1項 対象物件等 措置 1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件 (省 略) 2号 生活の用に供する水 (省 略) 3号 死体 ・移動の制限	【北海道国民保護計画改 定による変更】 ・文言の訂正
						・移動の禁止 4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件 (省 略) 5号 建物 (省 略) 6号 場所 (省 略) (中 略) (省 略) 2 (省 略) 3 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	・移動の禁止 4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件 (省 略) 5号 建物 (省 略) (中 略) (省 略) 1 (省 略) (省 略) 2 (省 略) 3 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	
						4 (省 略) 5 (省 略)	方に掲りる権限を11使する場合にあつては、当該指直の対象となる建物又は場所) 4 (省 略) 5 (省 略)	【軽微な変更】 (道計画 H28.12 変更)
31	3	9		2	P. 78	(2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、 <u>「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、 <u>「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)</u> 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	【組織機構の変更等】 ・震災廃棄物対策指針の改定に伴う変更 【軽微な変更】 (道計画 H28.12 変更) (道計画 H30.6 変更)